



福岡医発第 829 号 (地)

令和 3 年 6 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）の一部を改正する告示」等に関する意見募集について

個人情報保護委員会（以下、「委員会」）では、令和 2 年 6 月に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号、以下、「令和 2 年改正個人情報保護法」）」の施行に向け、ガイドライン等の検討作業が進められてきたところですが、今般、日本医師会より、別添のとおりこれまでの委員会での議論等も踏まえ、「令和 2 年改正個人情報保護法 ガイドライン案」を策定し、意見募集（パブリックコメント）が実施されている旨の情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につき、よろしくお願い申し上げます。

なお、令和 2 年改正個人情報保護法の内容につきましては、下記の委員会ホームページに掲載され、意見募集については、6 月 18 日まで e-Gov サイトにて行われておりますことを申し添えます。

記

【委員会 HP】

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>

【e-Gov サイト】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000069&Mode=0>

※別添 1、2 は上記ホームページ内に掲載されております。

(法安39)(情シ15)
令和3年6月7日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編)の一部を改正する告示」等に関する意見募集について

個人情報保護委員会(以下、委員会という。)では、令和2年6月に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号、以下、令和2年改正個人情報保護法)」の施行に向け、ガイドライン等の検討作業が進められてきたところ、今般、これまでの委員会での議論等も踏まえ、「令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン案」を策定し、意見募集(パブリックコメント)が実施されている旨の情報提供がございましたので、お知らせ申し上げます。

つきましては、ご多忙の折恐縮に存じますが、貴会管下会員へご周知いただければ幸いです。

なお、本件令和2年改正個人情報保護法の内容につきましては、以下の委員会ホームページに掲載され、e-Gov サイトにて意見募集が行われております。ご意見がございました場合は、6月18日までに下記の意見募集ページからご投稿いただきますようお願い申し上げます。

記

【委員会 HP】

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>

【e-Gov サイト】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000069&Mode=0>

※別添1、2は上記ホームページ内に掲載されております。

以 上

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）の一部を改正する告示」等に関する意見募集について

登録中

facebook twitter

カテゴリー	国民生活の安全・安心の確保
案件番号	240000069
定めようとする命令などの題名	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案）」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案）」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）の一部を改正する告示（案）」「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（案）」
根拠法令条項	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4条、第8条及び第60条
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続

案の公示日	2021年5月19日
受付開始日時	2021年5月19日18時0分
受付締切日時	2021年6月18日19時0分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領（提出先を含む）	意見募集要領	PDF
命令などの案	個人情報保護法ガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案） 個人情報保護法ガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（案） 個人情報保護法ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（案） 個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編）の一部を改正する告示（案） 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（案）	PDF PDF PDF PDF PDF
関連資料、その他	令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン案の概要	PDF
資料の入手方法	電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://public-comment.e-gov.go.jp/)に掲載している資料について個人情報保護委員会事務局にて資料配布連絡先：個人情報保護委員会事務局（03-6457-9769）	
備考	（関連ページ）個人情報保護委員会事務局https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/	
問合せ先（所管省庁・部局名等）	個人情報保護委員会事務局03-6457-9769	

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

☐ 意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

戻る

意見入力へ

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
利用停止等	一部の法違反の場合に加えて、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する	・ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合について、利用停止等が認められる事例や認められない事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 利用停止等が認められる事例…ダイレクトメール送付停止を求めたにもかかわらず、繰り返し送付される場合 ➤ 認められない事例…電話会社からの料金支払いを免れるため、課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（要配慮個人情報、財産的被害が発生するおそれがある漏えい等）に、委員会への報告（速報・確報の2段階）及び本人通知を義務化する	・ 委員会への報告を要する事態について、事例を含め解釈を具体的に記載するとともに、委員会への速報・確報の時間的制限の考え方等を記載 ➤ 財産的被害が発生するおそれがある漏えい等に該当する事例…ECサイトからクレジットカード番号が漏えいした場合 ➤ 速報の時間的制限の目安として、事態の発生を知った時点から概ね3日～5日以内（確報については、規則において原則30日以内と規定）
不適正利用の禁止	違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する	・ 不適正な方法による個人情報の利用に該当すると考えられる場合について、事例を含めて解釈を具体的に記載 ➤ 該当する事例…採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用

令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン案の概要 ②

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
認定団体制度の充実	現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする	・ 今般の法改正も契機に、認定団体の望ましい取組の方向性を示すためのガイドラインを認定団体編として新設 ・ 制度の目的・意義に加え、①求められる具体的な業務（苦情処理、情報提供等）、②自主ルールの策定等、③漏えい等報告等について記載
公表事項等	安全管理のために講じた措置を法定公表事項に追加する	・ 安全管理の観点から公表すべき事項として、個人データの取扱いに関する責任者を設置している旨、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化している旨等を記載 ・ 外国の制度等を把握した上で、安全管理措置を講ずべき旨を明確化 ・ 現行法で義務付けられている利用目的の規定に関し、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理（ex.いわゆる「プロファイリング」）が行われる場合、本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、利用を内部分析等に限定することを条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	・ 仮名加工情報の加工基準等について、事例を含め解釈を具体的に記載 ➤ 仮名加工情報の加工基準に従った加工の事例…氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報的加工する場合：氏名を削除

令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン案の概要 ③

テーマ	法・政令・規則改正の内容	ガイドライン案の改正内容
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	- 同意取得の主体、同意取得の方法等について、事例を含め解釈を具体的に記載 - 同意取得の主体…原則、情報を利用する主体となる提供先が同意を取得する - 同意取得の方法…同意取得にあたっては、対象となる個人関連情報の範囲を示した上で、明示の同意を要する
越境移転	- 本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人への情報提供を求める - 体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める	- 同意取得時の情報提供、体制整備要件に基づく越境移転時に移転元が講ずべき「必要な措置」について、事例を含め解釈を具体的に記載 - 同意取得時に提供すべき情報の考え方…本人がリスクを適切に把握できるよう、 ✓ 移転先が所在する外国の名称、 ✓ 個人情報保護制度等に関して、我が国の制度や我が国事業者に求められる措置との本質的な差異についての情報提供を求める - 体制整備要件に係る「必要な措置」… ✓ 年一回程度、移転先における個人データの取扱状況及びこれに影響を及ぼすおそれのある外国制度の有無等を確認、 ✓ 契約違反等の問題が生じた場合には、その是正を求める ✓ 問題が解消されず適正な取扱いの継続的な確保が困難となった場合は、個人データの提供を停止

※ その他、開示方法、第三者提供記録の開示、オプトアウト規定、域外適用等の改正法に係る解説を追加するなどの所要の改正を実施